

別紙

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和8年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	105.2	0	105.2	0	106.0	0
備蓄米	0	0	0.0	0	0	0
飼料用米	3.2	0	3.2	0	3.2	0
米粉用米	0	0	0.0	0	0	0
新市場開拓用米	0	0	0.0	0	0	0
WCS用稲	0	0	0.0	0	0	0
加工用米	0.9	0	0.9	0	1.0	0
麦	32.1	0	32.1	0	35.0	0
大豆	5.4	1.2	5.4		15.0	10.0
飼料作物	0	0	0.0	0	0	0
・子実用とうもろこし	0	0	0.0	0	0	0
そば	0.0	0	0.0	0	1.8	0
なたね	0	0	0.0	0	0	0
地力増進作物	0	0	0.0	0	0	0
高収益作物	2.3	0	2.3	0	3.5	0
・野菜	2.0	0.0	2.0	0	3.2	0
・花き・花木	0.3	0	0.3	0	0.3	0
・果樹	0	0	0.0	0	0	0
・その他の高収益作物	0	0	0.0	0	0	0
その他	0	0	0.0	0	0	0
	0	0	0.0	0	0	0
畑地化	0	0	0	0	0	0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	アスパラガス、トマト、たまねぎ、ほうれんそう、野沢菜、さつまいも、春菊、白ねぎ（基幹作物）	地域振興作物の作付拡大に係る助成（品目限定）	支払対象面積 (ha)	(R6年度) 1.9ha	(R7年度) 3.0ha (R8年度) 3.1ha
2	野菜、花卉及び花木（別紙）（基幹作物）	地域振興作物の作付に係る助成	支払対象面積 (ha)	(R6年度) 0.4ha	(R7年度) 0.4ha (R8年度) 0.4ha
3	麦・大豆（基幹作物・二毛作）	麦・大豆の単収向上の取り組みに係る助成	麦、大豆（基幹作物・二毛作）の作付け面積 (ha) 麦の10aあたりの収穫量 (kg/10a) 大豆の10aあたりの収穫量 (kg/10a)	(R6年度) 37.4ha (R6年度) 14.5kg/10a (R6年度) 2.7kg/10a	(R7年度) 45.0ha (R8年度) 50.0ha (R7年度) 378kg/10a (R8年度) 378kg/10a (R7年度) 123kg/10a (R8年度) 123kg/10a
4	加工用米（基幹作物）	加工用米の複数年契約の取り組みに係る助成	加工用米の作付面積 (ha)	(R6年度) 0ha	(R7年度) 5.5ha (R8年度) 5.5ha
5	そば（基幹）	そばの取組（地域の取組に応じた配分の対象分）	作付面積 (ha)	(R6年度) 0ha	(R7年度) 1.7ha (R8年度) 1.8ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:長野県

協議会名:坂城町農業再生協議会

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	地域振興作物の作付拡大に係る助成 (品目限定)	1	4,000	アスパラガス、トマト、たまねぎ、ほうれんそう、野沢菜、さつまいも、春菊、白ねぎ(基幹作物)	助成対象水田において、対象作物の作付をした助成対象者に、助成単価に基づき助成する。
2	地域振興作物の作付に係る助成	1	5,500	野菜、花卉及び花木(別紙)(基幹作物)	助成対象水田において、対象作物の作付をした助成対象者に、助成単価に基づき助成する。
3	麦・大豆の単収向上の取り組みに係る助成	1	5,000	麦・大豆(基幹作物)	助成対象者が助成対象水田において、生産性向上の取り組みを行った対象作物の作付した面積(又は作業受託により対象作物を作付した面積)に応じ、助成単価に基づき助成する。
3	麦・大豆の単収向上の取り組みに係る助成	2	2,500	麦・大豆(二毛作)	助成対象者が助成対象水田において、生産性向上の取り組みを行った対象作物の作付した面積(又は作業受託により対象作物を作付した面積)に応じ、助成単価に基づき助成する。
4	加工用米の複数年契約の取り組みに係る助成	1	2,000	加工用米(基幹作物)	助成対象者が助成対象水田において、平成28年度産以降に締結した複数年の加工用米の取組面積に対して(又は作業受託により対象作物を作付けした面積)に応じ、助成する。 実需者と2年以上の複数年契約を結ぶこと。
5	そばの取組 (地域の取組に応じた配分の対象分)	1	20,000	そば(基幹)	経営所得安定対策等実施要綱別紙13の3の(1)の③の「そば・なたねの取組」に基づき、農協等と実需者との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約を締結していること。